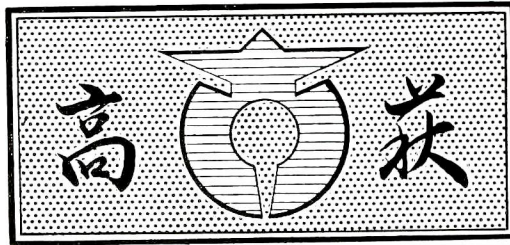


選挙特集



第135号

45年11月16日発行

発行 高萩市役所
編集 秘書課
印刷 藤枝印刷所

投票はあなたがする政治です

11月26日は市長・市議補欠選挙の投票日



十一月二十六日は市長選挙及び市議会議員補欠選挙の投票日です。

○選挙すべき人員
市長——一人

市議会議員——三人

○立候補の届出期間
十一月十六日から十一月十七日まで

○投票の出来る人

一、昭和四十五年十一月二十六日で満二十才以上の日本国民（昭和二十五年十一月二十七日以前出生の者）

二、昭和四十五年八月十五日以前から引き続き高萩市の区域に住所を有しかつ同日以前から

高萩市の住民基本台帳に登録されている者

○投票用紙及び投票の順序

市長選挙……赤色刷り

（先に投票）

市議補欠選挙……黒色刷り

（後に投票）

○投票の時間

午前七時から午後六時まで、ただし、若栗、横川、下君田、上君田、大能、中戸川及び福平投票区は午前七時から午後四時まで

○開票の時間

十一月二十六日午後七時三十分から市役所大会議室で行ないます。

12月13日に投票

県議会議員選挙

十二月十三日は茨城県議会議員一般選挙の投票日

選挙すべき人員

県議会議員……一人

選挙の区域

高萩市及び十王町

投票の出来る人

○昭和四十五年十二月十三日で満二十才以上の日本国民（昭和二十五年十二月十四日以前出生の者）

○昭和四十五年八月三十一日以前から引き続き高萩市の区域に住所を有しかつ同

立会演説会 予定日程

このたび十一月二十六日に行なわれる高萩市長選挙における立会演説会の開催計画がきまりました。立会演説会は各候補者の政見を知り、正しい人を選ぶ最良のチャンスです、よく見、よく聞いて投票しましょう。ただし、この立会演説会は二名以上の候補者の申込みがあつた場合のみ行なわれますので申込みのない場合は行なわれません。立会演説会が行なわれる予定の日時及び会場は次のとおりです。

期日、開始時刻、会場

11月22日 前10時

上君田小学校

後3時

松岡小学校

後7時

高萩中学校体育館

11月23日

後1時

秋山小学校

後7時
高萩市公会堂

選挙人名簿登録人員数調(45.9.10) 現在調

投票区名	登録人員		
	男	女	計
高萩第1	745	867	1,612
高萩第2	678	784	1,462
高萩第3	1,658	1,621	3,279
高萩第4	795	842	1,637
駒木原	319	326	645
安良川	1,163	1,202	2,365
石 滝	132	132	264
島 名	383	400	783
秋 山	524	567	1,091
秋 山下	295	308	603
北 方	641	674	1,315
福 平	16	22	38
上手綱第1	278	316	594
上手綱第2	179	202	381
上手綱第3	151	180	331
下手綱	459	508	967
高戸第1	129	133	262
高戸第2	219	258	477
赤 浜	144	156	300
若 栗	49	54	103
横 川	153	158	311
下 君 田	118	123	241
上 君 田	173	190	363
大 能	81	75	156
中 戸 川	112	104	216
合 計	9,594	10,202	19,796

当日投票の
できない方は

投票は、原則として投票当日投票所へ行つてしなければなりません。が例外として、次の事がらに該当する人は、選挙告示日から投票日前日までの間に不在者投票ができます。

不在者投票で
すませましょう

入院中の者は、市の選挙管理委員会へ出頭しなければ、不在者投票はできません。

※市内の指定病院
高萩協同病院
高萩寛仁会高萩病院

また、投票日前までに入院を予定されている者、あるいは出産予定日が投票日頃になる者は、病院長の証明書、または母子健康手帳等を持参の上、市選挙管理

明るく選んで
明るい政治

しく困難であるとき。右の場合ですでに入院中である者はその入院している病院が、不在者投票のできる病院に指定されている場合は、その病院長に申し出れば、その病院で投票ができます。

指定されていない病院に

委員会へ出頭すればできます。右の(一)、(二)及び(三)の理由で不在者投票をする者は証明書が必要ですが、その用紙は市選挙管理委員会に用意してあります。

その他くわしいことについては市選挙管理委員会にお問い合せください。

投票の秘密はまもられます

「義理や人情にしばられず、あるいは買収、供応などにも応じないで自分の判断で立派な人を選びたい」と思うのだが、頼みにきた運動員などに「あなたが誰に投票したかは、すぐにわかるから……」などと言われるとどうも……

このような声は選挙のたびに少なからず耳にすることです。

本心にこのようなことがあるのでしようか。

憲法第十五条には「全て選挙における投票の秘密はこれを侵してはならない選挙人はその選択に関し公的にも私的にも責任を問われない」と定め、または、公職選挙法もこれを受けて「何人も選挙人の投票した被選挙人の氏名を陳述する義務はない」と規定しています。

つまり、わかりやすく言えば、投票者が投票しようとするとき、どんな候補者を選んで投票しようとするか、これについて他人を干渉することはできないし、また誰に投票したかということも他人もせん索することはできないということです。

もちろん、自分の投票について他人から尋ねられて

もこれに答える必要はないということも当然です。

このように投票の秘密は絶対に守られます。

安心してあなたの最良と判断した、立派な人に貴重な一票を投票しましょう

——字が書けないとき——

投票は、自分で書くのが原則ですが、身体の不都合とか、字が書けないために、自分で投票をすることができない人には、投票所で補助者に自分の投票したい候補者の名前を告げて、代筆

こんな、投票所入場券は各有権者毎に1枚がきで郵送します。(有権者の多い家庭には、はがきをまとめて封書で郵送します)

今回郵送する投票所入場券は、十一月二十六日に行なわれる高萩市長選挙及び高萩市議会議員補欠選挙の同時選挙と十二月十三日に行なわれる茨城県議会議員一般選挙の二回の選挙に使用しますので大切に取扱ってください

投票所入場券
を郵送します

もし、投票所入場券が届かなかつた場合には市選挙管理委員会へお問い合わせください。

○投票所入場券をなくした場合には投票所へ行って「なくしました」と係員へ申し出てくださいます。係員は選挙人名簿と対照して本人であるかどうか確認し、投票用紙を交付します。



市民生活向上のために 明正選挙の推進を!!

高萩市選挙管理委員会委員長 神長吉衛

一、よく考えて投票
私たちの市、高萩をより発展させ、私たち市民のくらしをよりよくしたい、これは誰もが抱いている希望でしょう。

そして、市民の生活の基盤となるのが市政ですから直結する市政の「よい」「わるい」は、そのまゝ私たちの生活に影響してくるようになります。

いま市には、産業、教育開発、公害、交通、衛生等一人一人では解決できないたくさんの仕事があります、このように個人の力だけではどうにもできない仕事を、どう片付けて行くかを、委ねられるのが政治というものです。

したがって、市長や議員の選びかたをまちがえるとたいへんなことになるわけです。

ついでには、本年十一月以降来年十一月までの間に行なわれる予定の市長、市会議員の補欠、県会議員、県知事、参議院議員、市会議員等の選挙にさいしては、そのつど、よく考えて投票くださるようお願いいたします。

二、棄権は危険

選挙管理委員会では、選挙の仕事が公正に行なわれるように、だれからも命令されない中立の立場で、四人の委員と事務局が選挙の

仕事を行なっています。

しかも選挙人の投票はぜつたいに秘密にしております。したがって選挙人は、義理とか人情にしばられないで、自分で一番よいと思う候補者に、安心して自由に投票することができわけですから、選挙にさいしては絶対に棄権しないようお願いいたします。

また棄権をする人が多いと、このまじくない人が当選して、私たちの生活が不利になるかもしれません。ですから棄権は危険ということになるわけです。

三、明るく正しい選挙を
公職選挙法では、選挙運動についての制限をこまかく定めています。

その理由は、選挙運動が無制限ですと、競争がはげしくなつて、しまいいは金力や圧力などによつて、選挙の公正がおかされてしまうおそれがあるからです。

また一定の制限をもうけることによつて、金や力のある人も、ない人も、同じような条件で競争することができ、定められた以上には金のかからない、明るく正しい選挙が行なわれるようになるからです。

たとえば文書による選挙運動を無制限にしますと、ポスター貼りの競争が行なわれたり、郵便物を沢山出すようになって金がかかり

キケンな危険、

森吉正照



ますので、頒布できるものは選挙用の表示のある「通常はがき」に限られ、通常はがきを送付するほかは、いつさいの文書図画の頒布はできないことになっております。



投票用紙には、候補者一人の氏名をはっきり書きましよう。

森吉正照



供
応(会費五〇円で飲み放題)

「私は五〇分以上飲めないですわ」

森吉正照

選挙違反を監視しよう

選挙運動は、誰でも自由にできることが理想ですが、完全な自由になつてしまうと金のある人が有利となり公正な明い選挙が行なわれなくなつてしまつてほんとうに有権者の意思を代表する人々が、かえつて選ばれなくなつてしまつておそれがあります。

このため、公職選挙法という法律で、選挙運動には各種の制限が設けられております。

選挙運動の代表的なものとして次のようなものがあります。

文書による選挙運動
配ることのできるもの

選挙運動のために配ることのできる文書は、選挙用の表示のある「通常はがき」だけで、候補者一人について、市長——五、〇〇〇枚、市議——一、二〇〇枚があるだけで、これ以外のはがきやチラシなどを使うことはいつさい禁止されています。

掲示できるもの

主なものとして選挙運動用ポスターがありますが、大きさや枚数（市長、市議ともに一、二〇〇枚）に制限

があります。

なおこのポスターには市選挙管理委員会の検印が必要で、

また、このポスターを他人の工作物に掲示しようとするときは、その居住者、居住者がいない場合は、その管理者、管理者がいない場合は、その所有者の承諾を得なければ掲示できないことになっております。

なお、居住者等の承諾を得ないで掲示されたポスターは居住者等において撤去することができ、掲示する場所が少ないのみならず、まご協力をお願いいたします。

その他掲示できるものとしては、候補者が使用する胸章、腕章、たすきの類、選挙事務所を表示したり、選挙運動のために使用する自動車で取りつけて使用したり、個人演説会場において、開催中使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類などです。

言論による選挙運動

1、街頭演説
街頭あるいは公園、空地においてたまたまそこに居合せ、または通りすがりの人に向つてする演説、また

はこれらの場所に向つてする演説をいい、午前七時から午後八時までの間に限つて選挙管理委員会から交付された標旗を掲げて行なうことができません。

2、個人演説会
候補者個人が選挙運動のために開催するこの演説会で、開催できるものは候補者に限られている。

3、立会演説会
選挙法の禁止規定に違反する場合はすべて選挙違反といふこととなりますが、これらの犯罪のうちで最も悪質な犯罪が買収供応という罪です。

買収罪は

厳罰です!!

買収供応とは、ある特定の候補者の当選を目的として、または当選させないことを目的として、人に金銭や物品等をやつたり、ごちそうしたり、そのような事情を知りながらその金銭や物品を受けたら、ごちそうになつたりすることを行います。

一般の選挙人の中にはこれ

選挙管理委員会が主催して、候補者から参加申し出を受け一定の場所に一定の時間に来てもらひ候補者から選挙演説をさせることをいいます。

また、茨城県議会議員選挙についても今度の選挙からこの立会演説会が開催されることになりました

4、連呼行為
短時間に同一内容の短い文章を連続して繰返して呼びかけることをいい、選挙運動用自動車の上からする場合、午前七時から午後八時までの間に限りすることができません。

れを誤つて理解し、買収供応は買収をした者、たとえばお金や物品等をやつた人だけが悪く、もつた方は悪くないように勘違いをしている人がいるようです。

しかし、刑法における賄賂罪がお金や物品等を贈つた方が賄賂罪、もつた方が取賄罪に問われるのと同様に、買収罪においてもお金や物品等をもつたり、ごちそうにあずかつたりした者は被買収罪に問われ金銭や物品を与えた者と同様に罰せられます。

また、選挙人のなかには

禁止される行為

戸別訪問

候補者または運動員が、選挙人の家を訪ねて投票を依頼したり、または投票を得させないように依頼することを戸別訪問といふます

これは、選挙法上は全く禁止されており、立候補したしない時期にかかわらず何人も戸別訪問をするものができません。

飲食物の提供
選挙運動に関して飲食物を提供することは、名義、名目のいかんを問はず、原則としてできません。

候補者が第三者に提供する場合、はもとより、第三者が候補者に陣中見舞として「持つてきたからやむを得ず受け取りました。」という人もおりますが買収罪は特定の選挙に関して金銭物品その他の利益の供与がなされる限り、これに該当するとされています。

このように買収罪は厳罰です。

もし、このような買収供応の誘惑があつた場合は、勇気をもつて、キツパリ、断りましょう。



酒をもつていくことや、第三者が運動員に提供する場合も、それが選挙運動に関しなされるものである限り禁止され、罰せられることになっていきます。

ただし、通常用いられる茶菓子程度のもの、たとえば、番茶程度の飲料とせんべい、まんじゅう等いわばお茶うけ位のものを提供するのは差支えないとされています。

また、選挙事務所での運動員や事務者に対する弁当の提供は一定の範囲内で許されております。

無効に
ならないよう

せつかく投票しながら無効になるのは残念です。名前を忘れたら、投票所に掲示してある候補者の一覧表を見て、一人の氏名だけをクハツキリと書いてください。よけいなことを書くとも無効になります。

無効に
ならないよう